

1 この問題の要点：

「保険契約の仕組みを良く知っている保険者〔および保険募集人等（以下同じ）〕が、保険契約締結過程で、保険引受にあたっての条件（削減払・割増保険料・特定部位不担保・特定疾病不担保等）を何も付けず、かつ、保険契約者・被保険者に何の説明もしなかった結果として、保険契約の仕組みをよく知らない保険契約者・被保険者が【既に発症している病気に対しても将来保険金が支払われることがあると】誤解して、全ての重要な事実を告知し、保険契約を締結してしまった場合に、保険契約者側に全く帰責事由がなくとも、保険金が支払われない」という事態が生じている（保険契約者が、情報の偏在と情報処理能力の格差、および、機会主義的な行動 - 不作為 - の犠牲になっている、とも言い得る。）。そのような事態の発生を、「保険契約締結過程に関する規律」を新たに制定することによって、どうやって防止するのか、という問題（支払われる保険料の額が大きければ大きいほど、このような事態が発生する確率も高くなる。）。

2 条文の骨子：

「保険契約者・被保険者が、保険契約の締結に際し、被保険者の病気またはその症状を告げていた場合（告知のみの場合）において〔または、被保険者の病気またはその症状を告げ、保険者の指定した医師の診査を受けていた場合（医師の診査がある場合）において〕、

『その病気または症状が責任開始前に発生しているために、その病気または症状については保険金が支払われないこと』を保険者が説明せず、かつ、

『その病気または症状があるにもかかわらず、敢えて保険契約を締結するための条件』を保険者が付けなかったときは、

保険者は、その病気または症状が『保険責任開始前に』発生していたことを理由に、保険金の支払いを拒絶することはできない。」

以上。